

# 年金記録訂正請求に係る答申について

中国四国地方年金記録訂正審議会  
令和3年8月25日答申分

## ○答申の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとするもの 1件

厚生年金保険関係 1件

(2)年金記録の訂正を不要としたもの 1件

厚生年金保険関係 1件

厚生局受付番号 : 四国(受)第2100002号

厚生局事案番号 : 四国(厚)第2100002号

## 第1 結論

請求者のA社における厚生年金保険被保険者資格の喪失年月日を平成11年12月31日から平成12年1月1日に訂正し、平成11年12月の標準報酬月額を26万円とすることが必要である。

平成11年12月31日から平成12年1月1日までの期間については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律第1条第5項の規定により、保険給付の計算の基礎となる被保険者期間として記録することが必要である。

事業主は、請求者に係る平成11年12月31日から平成12年1月1日までの期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 請求の要旨等

### 1 請求者の氏名等

氏名 : 男  
基礎年金番号 :  
生年月日 : 昭和50年生  
住所 :

### 2 請求内容の要旨

請求期間 : 平成11年12月31日から平成12年1月1日まで

請求期間は、A社からグループ会社であるB社(現在は、C社)へ転籍異動となった時期であり、厚生年金保険料を継続して控除されていたにもかかわらず、厚生年金保険被保険者記録がないので、請求期間の年金記録を訂正してほしい。

## 第3 判断の理由

A社及びC社の回答、請求者が保管する勤続20年の感謝状、並びにD社総務グループの担当者の陳述内容から判断すると、請求者は請求期間において、A社及びグループ会社のB社に継続して勤務し(平成12年1月1日にA社からB社に異動)、請求期間に係る厚生年金保険料を給与から控除されていたことが認められる。

また、請求者の平成11年12月の標準報酬月額については、A社における同年11月の厚生年金保険の記録から、26万円とすることが妥当である。

なお、事業主が請求者に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、平成11年12月31日から平成12年1月1日までの期間について、請求者の厚生年金保険被保険者資格喪失届を社会保険事務所(当時)に対し提出したか否か、また厚生年金保険料については納付したか否かについては不明と回答しているが、事業主が保管している請求者に係る厚生年金保険被保険者資格喪失確認通知書

における資格喪失年月日が平成 11 年 12 月 31 日となっていることから、事業主から同日を資格喪失年月日として厚生年金保険被保険者資格喪失届が提出され、その結果、社会保険事務所は、請求者の平成 11 年 12 月 31 日から平成 12 年 1 月 1 日までの期間に係る厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき厚生年金保険料に充当した場合又は厚生年金保険料を還付した場合を含む。）、事業主は、当該期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

厚生局受付番号 : 四国(受)第2100004号  
厚生局事案番号 : 四国(厚)第2100003号

## 第1 結論

請求期間について、請求者のA社における厚生年金保険被保険者資格の喪失年月日の訂正を認めることはできない。

## 第2 請求の要旨等

### 1 請求者の氏名等

氏名 : 男  
基礎年金番号 :  
生年月日 : 昭和36年生  
住所 :

### 2 請求内容の要旨

請求期間 : 平成2年3月31日から同年4月1日まで

A社を平成2年3月31日に退職し、翌日の同年4月1日から別の会社に入社したので1日の隙間もないにもかかわらず、請求期間に係る厚生年金保険の被保険者記録がないので、調査の上、請求期間の年金記録を訂正してほしい。

## 第3 判断の理由

A社から提出された健康保険厚生年金保険被保険者資格喪失確認通知書の写しによると、請求者の厚生年金保険被保険者資格喪失年月日は平成2年3月31日、備考欄に「平成2年3月30日退職」と記載されていることが確認でき、請求者のオンライン記録における同被保険者資格喪失年月日と一致している。

また、A社から提出された請求者に係る社員名簿の写しにおける退社年月日、及び請求者の同社に係る雇用保険の被保険者記録の離職年月日は、いずれも平成2年3月30日であることが確認でき、請求者の同社に係る厚生年金保険被保険者資格の喪失年月日と符合している。

さらに、A社から提出された平成2年2月分及び同年3月分の社会保険料計算表の写しによると、請求者について、同年2月分の厚生年金保険料額は請求者の厚生年金保険被保険者資格の記録どおりの金額が記載されているが、同年3月分の同保険料額は0(ゼロ)と記載されていることが確認できるところ、同社の担当者は、「当該計算表に保険料を記載していないということは控除していないということである。請求者は中途退職なので、同月分の保険料を控除していない。」旨陳述している。

このほか、請求者の請求期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情はない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、請求者が

厚生年金保険被保険者として請求期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。